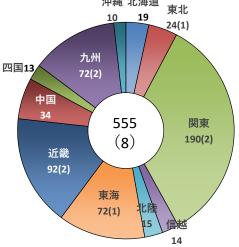
## 特定信書便事業への参入状況

() 内は、今回許可した事業者数の再掲

## [本社所在地別・参入事業者数]

特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、関東が190者で最も多く、近畿が92者、東海及び九州が72者で続いています。 沖縄 北海道 + 11



## [役務種類別・参入事業者数]

特定信書便事業の役務種類別に見ると、1号役務が487者で最も多く、3号役務が294者、2号役務が107者の順になっています(複数の役務を提供する事業者があるため、役務種類別事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しません)。

役務種類	事業者数
1号役務:長さ・幅・厚さの合計73cm超、又は重量4kg超の信書便物を送達するもの	487 (7)
2号役務:信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの	107
3号役務:料金の額が総務省令で定める額(国内は800円)を超えるもの	294 (2)

## [主たる業種別・参入事業者数]

特定信書便事業者が営む主たる業種別に見ると、貨物運送業が409者で最も多く、警備業が35者、障害者福祉事業が18者、ビルメンテナンス業が16者で続いています。

